

第 1 編 総 則

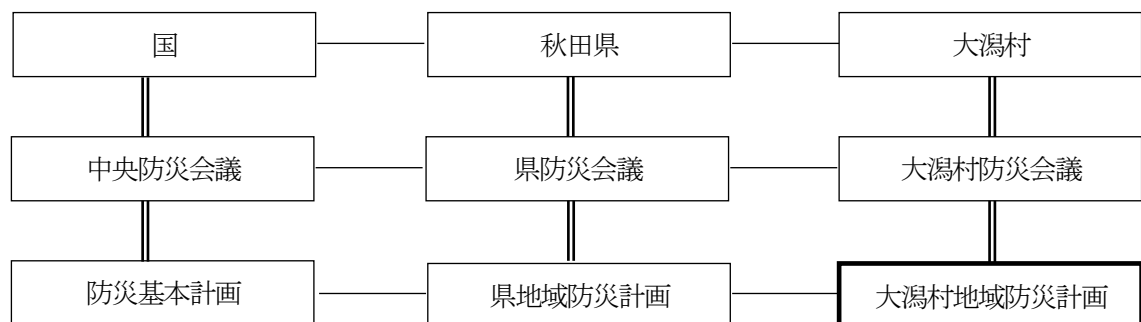
第1編 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大潟村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び大潟村の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の基本方針

1 防災事業の推進

治水をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図る。

2 防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図るものとする。

3 住民の防災活動の推進

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与するものとする。

4 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

村等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の大切な「いのち」を確実に守ることは困難であるため、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進する。

5 防災業務施設、設備、資機材の整備等

村は防災関係機関と連携を図り、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材の整備等を図る。

6 関係法令の遵守等

村はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずる。

第3 計画の構成

「大潟村地域防災計画」は、以下の6編で構成する。

第1編 総則

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第3編 地震災害対策

第1章 地震被害想定等

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4編 津波災害対策

第1章 津波被害想定

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第5編 災害復旧計画

第6編 資料

第2節 計画の性格

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として風水害一般災害に関し、本村の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

この計画と県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、村の地域防災計画は、住民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、村長は地域防災に関して第1次的な責務を有する。

第3節 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、「国民保護」等については、それぞれの計画に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第4節 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

村及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、県及び市町村は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

”

第5節 計画の修正

大潟村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき国、県の防災方針、村の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

第6節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱に関する組織及び実施責任

第1 大潟村防災会議

大潟村防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき、村長を会長として大潟村防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、大潟村地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、村の地域に係る災害が発生した場合において災害に関する情報を収集するほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。（資料1－1、1－2参照）

第2 実施責任

1 村

村は基礎的な地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て村の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

村長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びにその他の防災関係機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、県及び市町村の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置を取らなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成して、法令に基づいてこれを実施するとともに、国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるようにその業務について県及び市町村に対して協力する責務を有する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又は防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

また、住民は地域の防災に寄与するように努めなければならない。

第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大潟村	(1) 大潟村防災会議及び大潟村災害対策本部に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3) 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 (4) 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織の結成、育成・指導及び強化に関すること。 (5) 県その他の防災関係機関との連絡調整、協力に関すること。 (6) 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。 (7) その他地域防災の推進に関すること。
男鹿地区消防一部事務組合及び大潟村消防団	(1) 防災資機材の整備に関すること。 (2) 防災のための調査に関すること。 (3) 防災教育訓練に関すること。 (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。 (6) その他、消防計画に定める災害対策に関すること。
秋田県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3) 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 (4) 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 災害救助法の適用実施に関すること。 (6) 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。 (7) 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること。 (8) 市町村防災業務の助言・調整に関すること。 (9) その他必要な事項に関すること。
秋田地域振興局総務企画部地域企画課	(1) 地域災害対策部の庶務に関すること。 (2) 県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 (3) 市町村との連絡調整に関すること。 (4) 要望及び陳情に関すること。 (5) 災害広報に関すること。 (6) 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること。 (7) 管内地方機関との連絡調整に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。
秋田地域振興局県税部	(1) 県税の徴収猶予及び減免に関すること。

第1編 総則 第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

秋田地域振興局福祉環境部(秋田中央保健所)(中央福祉事務所)		(1) 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 (2) 災害時要援護者のり災者援護に関すること。 (3) 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 (4) 医療・救護に関すること。 (5) 防疫・清掃に関すること。 (6) 保健衛生関係の被害調査に関すること。
秋田地域振興局農林部		(1) 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 災害防止及び災害応急復旧に関すること。 (3) 農業災害に係る資金融資に関すること。
秋田地域振興局建設部		(1) 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 災害防止及び災害応急復旧に関すること。
五城目警察署		(1) 災害関連情報の収集伝達に関すること。 (2) 交通情報の収集と交通規制に関すること。 (3) 警察通信の確保と通信統制に関すること。 (4) 被災者の救出、負傷者の救護及び避難誘導に関すること。 (5) 犯罪の予防・取締りに関すること。 (6) 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関すること。
中央教育事務所		公立学校施設の災害対策、応急の教育、安全対策に関すること。
八郎潟基幹施設管理事務所		村内における県の管理にかかる施設の災害防止及び災害復旧に関すること。
指定 地方 行政 機関	東北農政局	(1) 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 (2) 農業災害に係る資金融資に関すること。 (3) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
	仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解推進、防災知識の普及啓発に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊	災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること。

指定 公共 機関	東日本電信電話(株)(秋田支店)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(東北支社秋田支店) KDD I 株式会社(東北総支社)、ソフトバンク株式会社(仙台事業所)	(1) 公衆電気通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時における非常通話の運用に関すること。 (3) 気象警報の伝達に関すること。 (資料2-4、2-10参照)
	株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン	(1) 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること
	東北電力(株)(秋田営業所)	(1) 電力施設の災害防止並びに災害復旧等に関すること。 (2) 災害時における電力供給の確保に関すること。 (資料2-3参照)
	日本赤十字社(秋田県支部)	(1) 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 (2) 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 (3) 義援金品の受付、配分に関すること。
	日本放送協会(秋田放送局)	(1) 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 (2) 防災知識の普及に関すること。 (3) 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
	日本郵便(株)(大潟郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること。 (2) 避難者等の情報提供に関すること。 (資料2-12参照)
	ヤマト運輸株式会社(秋田主管支店)	(1) 災害時における救助物資等の輸送・一時保管に関すること。 (2) 緊急物資拠点の運営に関すること。 (資料2-11参照)
指定 地方 公共 機関	大潟土地改良区	(1) 用水路等農業用施設の維持、管理に関すること。 (2) 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	民放各社	(1) 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 (2) 防災知識の普及に関すること。 (3) 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
	秋田中央交通(株)、公益社団法人秋田県トラック協会	(1) 被災地の人員輸送の確保に関すること。 (2) 災害時の応急輸送対策に関すること。
	一般社団法人秋田県医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。 (2) 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
公共 的 団	社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の援護に関すること。 (2) 災害ボランティアに関すること。 (3) 義援金の募集及び配分に関すること。 (4) 災害福祉広域支援ネットワークに関すること

第1編 総則 第7節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

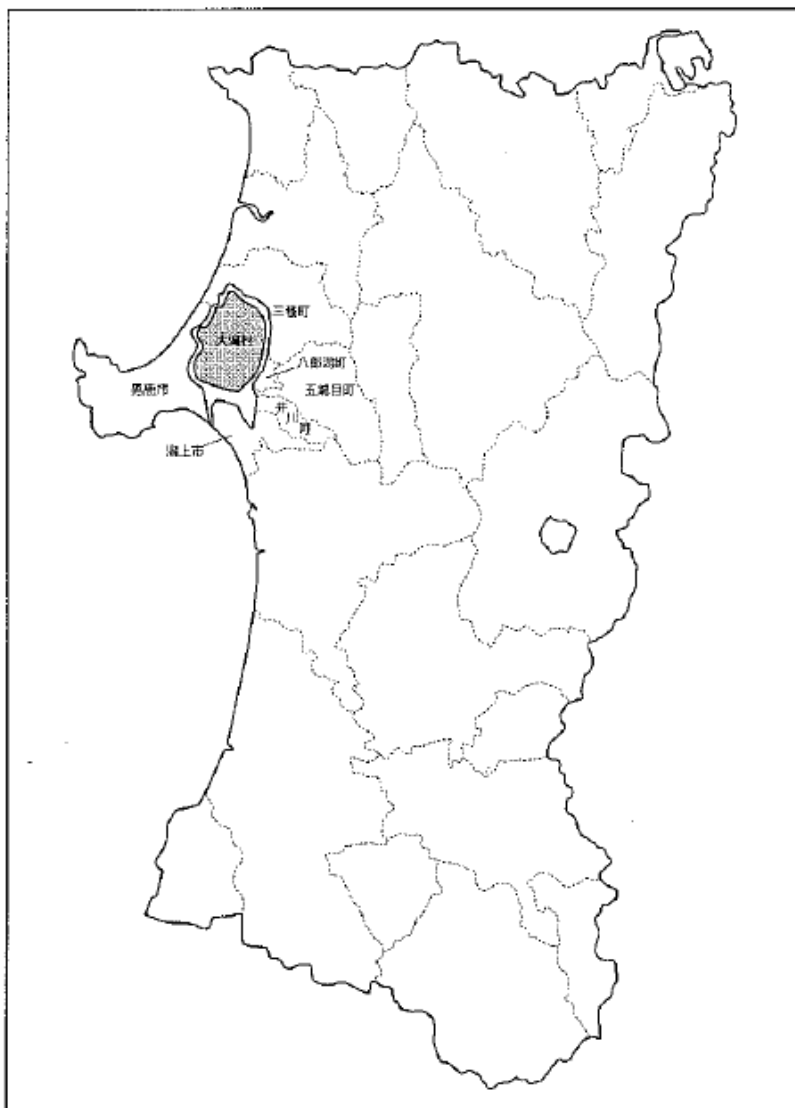
体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者		(社会福祉法人秋田県社会福祉協議会のみ)
	社会福祉施設	(1) 災害時における入所者の保護対策に関すること。 (2) 避難訓練に関すること。
	商工振興会	(1) 商工業関係の被害調査の協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること。 (3) 災害時における物価安定対策に関すること。 (4) 救助用物資、復旧資機材の調達、あっせんに関すること。
	危険物取扱所等	(1) 石油類等危険物の防災、管理に関すること。 (2) 災害時における燃料等の供給に関すること。
	金融機関	被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること。
	青年・婦人団体	(1) 会員に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 災害時における災害対策本部への協力援助に関すること。
	大潟村診療所等	(1) 災害時における負傷者等の医療活動に関すること。 (2) 災害時における収容者の保護対策に関すること。 (3) 避難訓練に関すること。
	農協等	(1) 県、村が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること。 (2) 農林産物に係る災害応急対策についての指導に関すること。 (3) 被災農林業者に対する融資あっせんに関すること。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 (5) 災害時における農業用資材、肥料及び飼料等の確保対策に関すること。
	公民館・集会所等	(1) 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 (2) 避難者の受入体制に関すること。

第8節 大潟村の概況と一般災害

第1 村の位置

本村は秋田県のほぼ中央部、秋田市北方20km男鹿半島の東側に位置し、東は八郎潟町ほか2町、西は男鹿市、南は潟上市、北は三種町に隣接している。

【大潟村の位置図】



名 称	所 在 地	東 経	北 緯
大潟村役場	秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1	139° 57' 48"	40° 00' 54"

第2 自然的条件

1 地勢及び地質

本村は東西11km、南北18km、周囲51.8kmの堤防に囲まれ、標高は海拔ゼロメートル以下のほとんど高低差のみられない平坦地である。

行政面積は170.05km²であり、中央干拓地の面積は156.66km²である。

八郎潟周辺の地質概要については、北西及び南側に砂丘が発達し、周辺に沖積地がみられるが、比較的大きな河川の流入する南部の東側で大きな面積を占め、北部河川流域及び南部西側地区がこれに次いでいる。男鹿半島基部にある寒風山（355m）は、安山岩質岩石を母材とし、洪積台地に乗った形をなしている。東側湖岸は、北部に洪積台地、中央部は第3期層が湖岸に迫っている。

男鹿半島は、主として第3期層に属する地層が至る所に露出し、半島西端にそびえる男鹿本山（716m）を中心に、数段の規則正しい段丘を発達させて日本海に接している。

西側湖岸の中央部から北部にかけては、標高40～60mに及ぶ起伏の大きい砂丘が湖岸近くまで追っているため、水田は少なく、砂丘地畑農業地域として開発されつつある。

東側湖岸をみると、北部は洪積台地が広がり、中央部は第3期層が湖岸近くまで迫り、その中の筑紫岳は、閃安山岩質岩石を主体とする山であったが、干拓工事用の採石場となり、湖底の基礎石として使われ、その勇姿を失ってしまった。

防災面では、干拓地という特性上、堤防の老朽箇所の早期発見及び補修に努めるほか、保安林指定された無林地や除間伐の必要な箇所において、年次的に県営事業及び補助事業等を活用しながら防災林の更新を図っていくことが必要である。

2 気象的特性

本村は、日本海側の気候を示し、冬はシベリア高気圧、夏は太平洋高気圧の動向によって天気は左右される。冬季は冬型の気圧配置が続くと雪模様となり、寒気は厳しいものがある。夏は比較的晴れの日が多く、暑い日が続く。

【調査地点「大潟」の平年値（年・月ごとの値）】

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1989～2018	1989～2018	1989～2018	1989～2018	1989～2018	1989～2018
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	94.06	0.03	2.69	-3.04	3.66	41.78
2月	79.76	0.45	3.31	-2.92	3.46	62.63
3月	87.30	2.65	6.00	-1.21	3.45	104.33
4月	80.65	7.33	11.58	2.34	3.12	156.82
5月	81.01	12.78	17.00	8.13	2.71	170.59
6月	97.03	17.57	21.58	13.55	2.21	159.57
7月	132.25	21.54	25.14	18.06	2.07	136.96
8月	148.70	23.76	27.77	19.92	1.80	170.17
9月	151.65	20.73	25.19	16.30	1.82	157.83
10月	151.33	14.93	19.57	9.88	2.07	146.08
11月	171.81	9.13	13.21	4.65	2.68	90.07
12月	141.70	4.12	7.38	0.52	3.38	55.48
年	1417.25	11.25	15.04	7.18	2.70	1452.31

注）平年値は1989～2018年の30年間の観測値の平均をもとに算出。

資料：気象庁

過去30年間の年平均気温は11.25℃、最高気温の極値は38.1℃、最低気温の極値は-19.3℃と寒暖の差が激しい。気温は1月が最も低く、4月から上昇が著しくなり8月が最も高い。

年降水量は1417.25mm、11月が最も多く、夏季（6月～8月）が377.98mm、冬季（12月～2月）が315.52mmである。

過去24年間の日照時間の平年値は、1452.3時間である。（東京の平年値は、1,876.7時間）

雪は、12月上旬に降り始め、下旬には根雪となるが内陸部に比べ多くない。3月下旬には雪解けが始まる。

風は、冬季は西北西の風が吹き、暴風となることがある。夏季は南よりの風が吹く。

3 土地利用

本村の土地利用状況は次のとおりである。

【土地地目別面積】

（平成30年4月1日現在、大潟村税務会計課調）

区 分	面積 (km ²)	構成比 (%)
農 地	115.42	67.9
宅 地	2.32	1.4
堤 防	3.34	2.0
防 災 林 地	5.05	3.0
用 排 水 路	7.18	4.2
河 川	9.91	5.8
大潟草原鳥獣保護区	0.39	0.2
そ の 他	26.44	15.5
合 計	170.05	100.0

第3 社会的条件

1 人口

本村の人口は、平成27年の国勢調査では3,110人と、平成12年以降、微減傾向が続いている。

平成27年の国勢調査における年齢構成をみると、総人口に占める年少人口（0～14歳）比率、生産年齢人口（15～64歳）比率は、平成22年に比べそれぞれ減少している（年少人口：15.7%→13.8%、生産年齢人口：58.5%→55.3%）。一方、高齢者人口（65歳以上）比率は25.7%から30.9%に増加しており、このような高齢者人口比率の増加は全国的傾向にあるとはいえ、本村における人口の高齢化が年々進んでいることがうかがわれる。高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、交通網の整備による生活圏の広域化にともなう昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。このため、村全域を一つの自主防災組織としている現状から、住区毎に組織する仕組みに改善し、組織の育成・強化を図る必要がある。

【人口・世帯数の推移】

項 目	人口（人）			世帯数 （戸）	1世帯あたり の人員（人）
	総数	男	女		
昭和55年	3,334	1,705	1,629	706	4.72
昭和60年	3,254	1,672	1,582	704	4.62
平成2年	3,286	1,708	1,578	711	4.62
平成7年	3,311	1,686	1,625	757	4.37
平成12年	3,323	1,673	1,650	762	4.36
平成17年	3,256	1,626	1,630	784	4.15
平成22年	3,218	1,599	1,619	804	4.00
平成27年	3,110	1,536	1,574	792	3.93

（参考：昭和55年～平成27年資料 国勢調査）

2 産業

本村の基幹産業である農業は、米消費の減少に伴う米余りから生産調整の拡大と大幅な価格の下落を来しており、17ha規模の全国一の水田経営地帯といえども稲作主体の土地利用型農業では、経営的に非常に厳しい局面を迎えている。このことは、村内の経済活動等にも大きな影響を与えており、農業振興を基本としながらも、外部からの経済活動の導入や地域間交流による観光振興など、産業活動の育成・活性化が急務となっている。その一方で観光客の受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

【産業別就業者数】

区 分	就業者数（人）	構成比（％）
総 数	2,015	100.0%
第1次産業	1,552	77.0%
農 業	1,552	77.0%
第2次産業	34	1.7%
建 設 業	5	0.2%
製 造 業	29	1.4%
第3次産業	429	21.3%
卸 ・ 小 売	100	5.0%
サービス業等	329	16.3%

（資料：平成27年国勢調査）

3 交通

本村における道路交通網は、男鹿八竜線、道村大川線、男鹿琴丘線の県道3路線（総延長43,127m）及び村道175路線（実延長282,429m）となっている。県道については舗装率は100%となっているものの老朽化や地盤沈下等による要整備箇所がみられる。男鹿琴丘線については平成4～5年に大規模な改修がなされた。また路面の地盤沈下が著しかった道村大川線も平成8～10年に改修が進められた。男鹿八竜線についても毎年補改修がなされている。

また、隣接市町とは主要連絡道路によって7箇所で結ばれているが、村全域が堤防で囲まれる承水路及び調整池となっているため、7箇所のうち6箇所が橋である。

さらに、干拓地という特性上、有事の際の輸送及び避難経路確保が重要である。

第4 災害記録（地震災害を除く。）

本村の災害には、台風、大雨、洪水、火災等があり、主なものは次のとおりである。

発生年月日	種別	被害の概要
昭和56年8月22・23日	台風15号	1時間当たりの最大降水量11mm。瞬間最大風速35mを越す大型台風で農作物、防災林などに大きな被害を受けた。
平成3年9月28日	台風19号	午前3時台風19号襲来。瞬間最大風速51.4mを越す大型の台風で農作物、防災林、農舎等に大きな被害を受けた。
平成5年8～10月	冷害	冷害等の異常気象で農作物に被害。
平成13年12月30日	強風	20時間もの停電、強風災害により倒木約5,500本など被害総額1億6千万円にものぼる。
平成16年8月20日	台風15号	台風15号が村を直撃、倒木や水稻への塩害など甚大な被害をもたらす。
平成18年1月4日	豪雪	役場敷地内で一晩に63cmと記録的な豪雪。数箇所です住宅被害が発生。
平成20年1月28日	暴風雪	暴風雪により、家屋の一部損壊7棟、ビニールハウスの一部損壊8棟の被害が発生。
平成24年4月4日	暴風	農舎の一部破損157棟、ビニールハウスの全半壊及び損壊1,156棟、防災林の倒木等3,000本の被害が発生。
平成30年9月4日	台風21号	台風21号が村を直撃、倒木や停電が発生するなど甚大な被害をもたらす。
令和3年1月7・8日	暴風雪	過去最高となる瞬間最大風速33.4mを記録。停電や防災林の倒木等約60本、家屋やビニールハウスが破損するなど、甚大な被害により災害対策本部を設置した。

